（平成１６年３月３１日　条例第７８号）

京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）
第２章　対象建築物等のバリアフリーの促進に関する措置
第１節　対象建築物等の建築等の計画に係る協議等（第３条～第５条）
第２節　完了検査（第６条）
第３節　対象建築物等の建築等に関する制限（第７条～第９条）
第４節　既存の対象建築物等に係る報告の徴収等（第１０条）
第５節　雑則（第１１条～第１４条）
第３章　特別特定建築物に関する制限（第１５条～第２７条）
第４章　雑則（第２８条）
第５章　罰則（第２９条～第３２条）
附則

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，対象建築物等の建築等の計画に係る協議，対象施設の構造及び配置に関する基準その他建築物その他の施設のバリアフリーの促進に関し必要な事項を定めることにより，高齢者，障害者等の社会参加の促進に寄与する良好な都市環境の形成を図り，もって市民の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は，次項に定めるもののほか，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）及び高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（以下「令」という。）において使用する用語の例による。

２　この条例において，次の各号に掲げる用語の意義は，それぞれ当該各号に定めるところによる。

⑴　対象建築物等　次に掲げるものをいい，これに付属する対象施設を含むものとする。

ア　別表１（２３の項及び３６の項を除く。）に掲げる建築物又はその部分。ただし，次に掲げるものを除く。

(ｱ)　建築基準法第３条第１項に規定する建築物及び文化財保護法第２条第１項第６号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物で同法第１４２条に規定する伝統的建造物群保存地区内にあるもの

(ｲ)　京都市市街地景観整備条例第４３条第１項の規定により歴史的意匠建造物に指定された建築物

イ　遊園地，動物園，植物園その他これらに類するもの

ウ　地下街（消防法第８条の２第１項に規定する地下街をいう。以下同じ。）

エ　旅客施設（別表１　３１の項に掲げるものを除く。）

⑵　建築等　次に掲げる行為をいう。

ア　建築，大規模の修繕又は大規模の模様替え

イ　前号イ又はウに掲げる施設の設置又は別に定める改良

ウ　前号エに掲げる施設の建設又は別に定める改良

⑶　対象施設　別表２の左欄に掲げる施設及び別に定める施設をいう。

⑷　バリアフリー　高齢者，障害者等が他の者と分け隔てられることなく，安全かつ円滑に利用することができるよう，建築物その他の施設の利用上の支障が除去されている状態をいう。

⑸　大規模の修繕　建築基準法第２条第１４号に規定する大規模の修繕をいう。

⑹　大規模の模様替え　建築基準法第２条第１５号に規定する大規模の模様替をいう。

⑺　用途面積　対象建築物等の建築等（用途の変更をして対象建築物等にすることを含む。以下同じ。）又は特別特定建築物（第１５条各号に掲げる特定建築物を含む。）の建築（用途の変更をして当該特別特定建築物にすることを含む。以下同じ。）に係る床面積（増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては，当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積）の合計をいう。

第２章　対象建築物等のバリアフリーの促進に関する措置

第１節　対象建築物等の建築等の計画に係る協議等

（建築等の計画に係る協議）

第３条　対象建築物等の建築等をしようとする者は，当該建築等の工事に着手する前に，当該建築等の計画について，市長と協議しなければならない。対象建築物等の建築等の計画の変更（別に定める軽微な変更を除く。）をしようとする者も，同様とする。

２　前項の規定による協議をしようとする者は，対象建築物等の建築等の計画が建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請又は同法第１８条第２項の規定による通知を要するものであるときは，これらの行為に先立って，当該協議を経なければならない。

（指導及び助言）

第４条　市長は，前条第１項の規定による協議の申請があった場合において，第７条に規定する基準に適合させ，又は同条に規定する措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは，申請者に対し，当該申請に係る対象建築物等の設計及び施工に係る事項について必要な指導及び助言をすることができる。

（協議の成立等）

第５条　市長は，第３条第１項の規定による協議の申請があったときは，その日から３０日以内に当該協議を成立させなければならない。ただし，市長は，前条の規定による指導を継続する必要があり，かつ，申請者が当該指導に従う見込みがあると認めるときは，当該協議の期間を延長することができる。

２　市長は，第３条第１項の規定による協議を成立させたときは，当該協議に係る対象建築物等の建築等の計画その他の別に定める事項を記載した協議書（以下「協議書」という。）を作成し，申請者に交付しなければならない。

３　市長は，第１項本文の規定にかかわらず，第３条第１項の規定による協議の申請があった場合において，当該申請に係る対象建築物等の建築等の計画（第８条第１項前

段に規定する基準に適合させなければならないものに限る。）が当該基準に適合していないと認めるときは，当該協議を成立させてはならない。この場合において，市長は，当該協議を成立させない旨及びその理由を記載した通知書を第１項の期間内に申請者に交付しなければならない。

４　第３条第１項の規定による協議に係る対象建築物等の建築等の工事は，協議書の交付を受けた後でなければ，これを施工してはならない。

第２節　完了検査

第６条　対象建築物等の建築等をする者（以下「建築主」という。）は，当該建築等の工事を完了したときは，市長の検査を申請しなければならない。

２　前項の規定による申請は，同項の工事が完了した日から４日以内に市長に到達するようにしなければならない。ただし，申請をしなかったことについて別に定めるやむを得ない理由があるときは，この限りでない。

３　前項ただし書の場合における検査の申請は，その理由がやんだ日から４日以内に市長に到達するようにしなければならない。

４　市長は，第１項の規定による申請があったときは，当該申請を受け付けた日から７日以内に，当該申請に係る対象建築物等が協議書に記載された事項に適合しているかどうかを検査しなければならない。

５　市長は，前項の規定による検査をした場合において，同項の対象建築物等が同項の事項（次条の基準及び措置に係るものを除く。）に適合していると認めたとき（適合させなければならない事項がない場合を含む。）は，当該対象建築物等の建築主に対して検査済証を交付しなければならない。

６　対象建築物等の建築主は，前項の規定による検査済証の交付を受けた後でなければ，当該対象建築物等を使用し，又は使用させてはならない。

第３節　対象建築物等の建築等に関する制限

（対象建築物等の建築等における努力義務）

第７条　対象建築物等の建築等をしようとする者は，当該対象建築物等をバリアフリーにするために誘導すべき対象施設の構造及び配置に関する別に定める基準に適合させ，その他バリアフリーを促進するために必要な措置を採るよう努めなければならない。

（特定の対象建築物等の建築等における基準適合義務）

第８条　対象建築物等（第２条第２項第１号エに掲げるものを除く。以下この条において同じ。）の建築等（令第５条第１号，第７号，第９号，第１０号及び第１６号から第１８号までに掲げる特別特定建築物（ホテル又は旅館でその用途面積が３，０００平方メートル以上のもの及び児童厚生施設その他これに類するものを除く。）並びに第１５条各号に掲げる特定建築物の建築をしようとするとき，建築物移動等円滑化基準（第１８条から第２６条までの規定により付加した事項を含む。別表１において同じ。）に適合させなければならないものにあっては，大規模の修繕又は大規模の模様替えに限る。）をしようとする者は，当該対象建築物等をバリアフリーにするために必要な対象施設の構造及び配置に関する基準に適合させなければならない。当該建築等をした対象建築物等の維持保全をする者についても，同様とする。

２　前項前段の基準は，別表１の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表１の右欄に掲げるとおりとする。

３　対象建築物等の増築若しくは改築，大規模の修繕，大規模の模様替え又は改良（用途の変更をして対象建築物等にすることを含む。以下この項において「増築等」という。）をする場合には，前２項の規定は，次に掲げる対象建築物等の部分に限り，適用する。

⑴　当該増築等に係る部分

⑵　道等から前号の部分にある居室（共同住宅又は寄宿舎にあっては各住戸を，ホテル又は旅館にあっては各客室を含む。以下この項において同じ。）までの１以上の経路を構成する出入口，廊下等，階段，傾斜路，昇降機及び敷地内の通路

⑶　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する便所

⑷　第１号の部分にある居室（当該部分に居室が設けられていないときは，道等。第６号において同じ。）から車いす使用者用便房（前号の便所に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口，廊下等，階段，傾斜路，昇降機及び敷地内の通路

⑸　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する駐車場

⑹　車いす使用者用駐車施設（前号の駐車場に設けられるものに限る。）から第１号の部分にある居室までの１以上の経路を構成する出入口，廊下等，階段，傾斜路，昇降機及び敷地内の通路

４　別表１　２の項，６の項，８の項，１２の項から１４の項まで，１６の項，２０の項，２５の項，２９の項及び３０の項に掲げる対象建築物等（保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署，体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの，ボーリング場及び飲食店を除く。）の建築等に係る第１項前段の基準の適用については，前項及び同表２の規定中「不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する」とあるのは，「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第９条　前条第１項の規定は，市長が，同条の規定によることなく高齢者，障害者等若しくは多数の者が別表２に掲げる対象施設を安全かつ円滑に利用することができると認めるとき，又は対象建築物等若しくはその敷地の状況若しくは利用の目的上やむを得ないと認めるときは，適用しない。

第４節　既存の対象建築物等に係る報告の徴収等

第１０条　市長は，必要があると認めるときは，対象建築物等（第３条第１項の規定による協議を経て建築等がされたものを除く。以下この条において同じ。）の所有者，管理者又は占有者に対し，当該対象建築物等をバリアフリーにするために採った措置の状況について報告を求めることができる。

２　市長は，対象建築物等について，バリアフリーを促進するため必要があると認めるときは，当該対象建築物等の所有者，管理者又は占有者に対し，第８条第１項前段に規定する基準を勘案して，当該対象建築物等の設計及び施工に関する事項について必要な指導及び助言をすることができる。

第５節　雑則

（適用除外）

第１１条　建築基準法第８５条第１項本文に規定する建築物の応急の修繕及び同項本文若しくは同条第２項本文に規定する応急仮設建築物又は同項本文に規定する仮設建築物の建築等については，この章の規定は，適用しない。

（監督処分等）
第１２条　市長は，この章の規定に違反した対象建築物等の建築主，当該対象建築物等の建築等に関する工事の請負人（請負工事の下請人を含む。）若しくは現場管理者又は当該建築物等若しくはその敷地の所有者，管理者若しくは占有者（対象建築物等の建築等（第８条第１項前段に規定する基準に適合させなければならないものを除く。）の工事について第５条第４項の規定に違反した者を除く。）に対し，工事の停止を命じ，又は相当の期限を定めて，当該対象建築物等の改築，増築，修繕，模様替え，使用禁止，使用制限その他違反を是正するために必要な措置を採ることを命じることができる。
２　国，都道府県又は市町村の対象建築物等については，前項の規定は，適用しない。この場合において，市長は，国，都道府県又は市町村の対象建築物等がこの章の規定に違反している事実があると認めるときは，直ちに，その旨を当該対象建築物等を管理する機関の長に通知し，前項の措置を採るべきことを要請しなければならない。
（報告又は資料の提出）
第１３条　市長は，この章の規定の施行に必要な限度において，対象建築物等の建築主，維持保全をする者，設計者，工事監理者若しくは工事施工者又は対象建築物等若しくはその敷地の所有者，管理者若しくは占有者に対し，対象建築物等の敷地，構造若しくは設備又は対象建築物等に関する工事の計画若しくは施行の状況その他必要な事項について報告又は資料の提出を求めることができる。
（立入調査等）
第１４条　市長は，この章の規定の施行に必要な限度において，市長が指定する職員に，土地又は建築物その他の施設に立ち入り，その状況を調査させ，必要な検査をさせ，又は関係者に質問させることができる。ただし，住居に立ち入るときは，あらかじめ，その居住者の承諾を得なければならない。
２　前項の規定により立入調査，立入検査又は質問をする職員は，その身分を示す証明書を携帯し，関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。
３　第１項の規定による立入調査，立入検査又は質問の権限は，犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第３章　特別特定建築物に関する制限

（特別特定建築物に追加する特定建築物）
第１５条　法第１４条第３項の規定により特別特定建築物に追加する特定建築物は，次に掲げるものとする。
⑴　学校（令第５条第１号に掲げる特定建築物を除く。）
⑵　事務所（令第５条第８号に掲げる特定建築物を除く。）で，その用途面積が３，０００平方メートル以上のもの
⑶　共同住宅又は寄宿舎で，その用途面積が３，０００平方メートル以上のもの
⑷　老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（令第５条第９号に掲げる特定建築物を除く。）
⑸　自動車教習所又は学習塾
（建築物移動等円滑化基準に適合させなければならない特別特定建築物の建築の規模）
第１６条　法第１４条第３項の規定により定める特別特定建築物（令第５条第１１号，

第１７号及び第１８号に掲げるものを除く。）の建築の規模は，用途面積が１，０００平方メートルとする。

２　令第９条（前項の規定の適用を受けるものにあっては，同項。以下この項において同じ。）に規定する規模に満たない特別特定建築物（前条第１号，第４号及び第５号に掲げる特定建築物を含む。以下この項において同じ。）の建築について，当該特別特定建築物の用途面積と当該特別特定建築物と同一の敷地内に建築をする他の特別特定建築物の用途面積との合計が２，０００平方メートル以上となるときは，令第９条に規定する規模を満たしているものとみなす。

（建築物移動等円滑化基準の付加）

第１７条　法第１４条第３項の規定により建築物移動等円滑化基準に付加する事項は，次条から第２６条までに定めるところによる。

（階段）

第１８条　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する階段は，次に掲げるものでなければならない。

⑴　踊り場に手すりを設けること。

⑵　段がある部分の上端に近接する踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）で別に定めるものには，点状ブロック等を敷設すること。

⑶　主たる階段は，回り階段でないこと。

（便所）

第１９条　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する便所を設ける場合には，その床の表面は，滑りにくい材料で仕上げなければならない。

２　令第１４条第１項第１号の規定により設ける車いす使用者用便房は，次に掲げるものでなければならない。

⑴　便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は，８５センチメートル以上とすること。

⑵　便房の出入口の戸は，引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては，外開き戸）とし，車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。

３　前項の車いす使用者用便房（便所に男子用及び女子用の区別があり，かつ，男女共用の車いす使用者用便房が設けられていないときは，それぞれの便所に設けられたもの）のうち１以上の内部は，その幅又は奥行きを１８０センチメートル以上とし，かつ，内のり面積を３．６平方メートル以上としなければならない。

４　令第１４条第２項の規定により設ける床置き式の小便器その他これに類する小便器のうち１以上に，手すりを設けなければならない。

５　第１項の便所で和式便器（腰掛け便座が設けられていない便器をいう。以下同じ。）を設けた便房があるものを設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，手すりを設けた当該便房を１以上設けなければならない。

６　第１項の便所で腰掛け便座を設けた便房（車いす使用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，手すりを設けた当該便房を１以上設けなければならない。

７　第１項の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には，そのうち１以上

（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，レバー式，光感知式その他の操作が容易な方式による水栓（以下「レバー式水栓等」という。）を１以上設けなければならない。

８　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用する便所に和式便器を設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，足踏み部分に１５センチメートル角の点状ブロック等を敷設した和式便器を１以上設けなければならない。男子用小便器及び洗面器又は手洗器についても，同様とする。

（浴室等）

第２０条　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する浴室又はシャワー室（以下「浴室等」という。）を設ける場合には，それらの床の表面は，滑りにくい材料で仕上げなければならない。

２　前項の浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれの浴室等）のうち１以上は，次に掲げるものでなければならない。

⑴　浴槽，シャワー，手すり等が適切に配置されていること。

⑵　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

⑶　出入口は，次に掲げるものであること。

ア　幅は，８５センチメートル以上とすること。

イ　戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。

（駐車場）

第２１条　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する駐車場を設ける場合（当該駐車場の全駐車台数が５０台以上である場合に限る。）には，次の各号に掲げる区分に応じ，機械式駐車場（昇降機等の機械装置により車両を駐車させる構造の駐車場をいう。以下同じ。）以外の駐車場の駐車台数を上限として，当該各号に掲げる台数（１未満の端数があるときは，これを切り上げた台数）以上の台数の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。

⑴　全駐車台数が５０台以上２００台以下の場合　当該駐車台数を５０で除して得た台数

⑵　全駐車台数が２００台を超える場合　当該駐車台数を１００で除して得た台数に２を加えた台数

（移動等円滑化経路）

第２２条　移動等円滑化経路は，次に掲げるものでなければならない。

⑴　当該移動等円滑化経路を構成する出入口で直接地上へ通じるもののうち１以上は，建築物の主要な出入口とすること。

⑵　当該移動等円滑化経路を構成する建築物の主要な出入口の幅は，９０センチメートル以上とすること。

⑶　当該移動等円滑化経路を構成する廊下等の幅は，１３０センチメートル以上とすること。

⑷　当該移動等円滑化経路を構成する傾斜路（階段に代わり，又はこれに併設するものに限る。）は，次に掲げるものであること。

ア　幅は，階段に代わるものにあっては，１３０センチメートル以上とすること。
イ　手すりを設けること。
ウ　両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。
エ　始点及び終点に，車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

⑸　当該移動等円滑化経路を構成する昇降機（令第１８条第２項第６号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは，次に掲げるものであること。
ア　かご内の左右両側に，手すりを設けること。
イ　かご及び昇降路の出入口に，利用者を感知し，戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。
ウ　かご内に，車いす使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。
エ　かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に，かごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する装置を設けること。
オ　かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に，戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。
カ　かご内に，かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
キ　かご内又は乗降ロビーに，到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。
ク　かご内及び乗降ロビーに設けるエの装置及び制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあっては，当該その他の位置に設けるものに限る。）は，点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。
ケ　乗降ロビーには，点字により表示する制御装置の前に，点状ブロック等を敷設すること。
コ　主として高齢者，障害者等が利用する建築物（用途面積が２，０００平方メートル以上のものに限る。）の移動等円滑化経路を構成する昇降機にあっては，次に掲げるものであること。
　⑺　かごの幅は，１４０センチメートル以上とすること。
　⑴　かごは，車いすの転回に支障がない構造とすること。

⑹　当該移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路は，次に掲げるものであること。
ア　幅は，１３０センチメートル以上とすること。
イ　傾斜路は，次に掲げるものであること。
　⑺　幅は，段に代わるものにあっては，１３０センチメートル以上とすること。
　⑴　こう配は，１５分の１を超えないこと。ただし，高さが１６センチメートル以下のものにあっては，８分の１を超えないこと。
　⑼　高さが７５センチメートルを超えるものにあっては，高さ７５センチメートル以内ごとに踏み幅が１５０センチメートル以上の踊り場を設けること。
　⑵　手すりを設けること。

㈭　両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

㈮　始点及び終点に，車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

２　次の各号に掲げる場合には，それぞれ当該各号に掲げる経路のうち１以上は，令第１８条第２項及び前項の規定によらなければならない。

⑴　建築物（第１５条各号に掲げる特定建築物を除く。）に不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室（令第１８条第１項第１号に規定する利用居室を除く。以下「特定利用居室」という。）を設ける場合　道等から当該特定利用居室までの経路

⑵　建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合　特定利用居室から当該車いす使用者用便房までの経路

⑶　建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から特定利用居室までの経路

３　前項各号に掲げる経路又はその一部が，移動等円滑化経路又はその一部となる場合における当該経路又はその一部については，同項の規定は，適用しない。

４　第２項第１号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により令第１８条第２項第７号の規定によることが困難である場合における同項及び第２項の規定の適用については，同項第１号中「道等」とあるのは，「当該建築物の車寄せ」とする。

５　移動等円滑化経路又は第２項第１号の経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により第１項第６号の規定によることが困難である場合における同項又は第２項の規定の適用については，令第１８条第１項第１号中「道又は公園，広場その他の空地（以下「道等」という。）」とあり，同項第２号及び第２項第１号中「道等」とあるのは，「当該建築物の車寄せ」とする。

（出入口までの経路）

第２３条　道等から建築物の主要な出入口（市長が敷地の状況等によりやむを得ないと認める場合にあっては，当該敷地内の当該建築物の案内設備）までの経路のうち１以上は，令第２１条第２項の規定によらなければならない。この場合において，同項第２号ロ中「国土交通大臣が定める部分」とあるのは，「別に定める部分」とする。

（共同住宅等に係る基準の特例）

第２４条　次に掲げる場合には，それぞれ当該各号に掲げる経路のうち１以上を，多数の者が円滑に利用することができる経路（以下この条において「特定経路」という。）にしなければならない。

⑴　共同住宅若しくは寄宿舎又はホテル若しくは旅館（以下「共同住宅等」という。）に住戸又は客室（地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸又は客室がある共同住宅等にあっては，地上階にあるものに限る。以下この条において「住戸等」という。）を設ける場合　道等から住戸等までの経路

⑵　共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合　住戸等（当該建築物に住戸等が設けられていないときは，道等。次号において同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路

⑶　共同住宅等の建築物又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から住戸等までの経路

２　特定経路は，次に掲げるものでなければならない。

⑴　当該特定経路上に階段又は段を設けないこと。ただし，傾斜路又はエレベーターを併設する場合は，この限りでない。

⑵　当該特定経路を構成する出入口は，次に掲げるものであること。

ア　幅は，８０センチメートル（共同住宅等の主要な出入口にあっては，９０センチメートル）以上とすること。

イ　戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。

⑶　当該特定経路を構成する廊下等は，令第１１条（共同住宅又は寄宿舎にあっては，同条第１号に限る。）及び令第１８条第２項第３号の規定によること。

⑷　当該特定経路を構成する傾斜路は，次に掲げるものであること。

ア　令第１３条（共同住宅又は寄宿舎にあっては，同条第４号を除く。）及び令第１８条第２項第４号の規定によること。

イ　手すりを設けること。

ウ　両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

エ　始点及び終点に，車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

⑸　当該特定経路を構成する昇降機（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは，次に掲げるものであること。

ア　令第１８条第２項第５号（同号チを除く。）の規定によること。この場合において，同号イの基準の適用については，「利用居室」とあるのは，「利用居室，各住戸若しくは各客室」とする。

イ　第２２条第１項第５号（同号コを除く。）の規定によること。

⑹　当該特定経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は，令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造とすること。

⑺　当該特定経路を構成する敷地内の通路は，令第１６条の規定によるほか，次に掲げるものであること。

ア　令第１８条第２項第７号ロ及びハの規定によること。

イ　第２２条第１項第６号ア及びイ（ウ）から（カ）までの規定によること。

ウ　傾斜路は，次に掲げるものであること。

㈠　幅は，段に代わるものにあっては１３０センチメートル以上，段に併設するものにあっては９０センチメートル以上とすること。

㈡　こう配は，１２分の１を超えないこと。ただし，高さが１６センチメートル以下のものにあっては，８分の１を超えないこと。

３　特定経路を構成する敷地内の通路が地形の特殊性により前項第７号の規定によることが困難である場合における前２項の規定の適用については，第１項中「道等」とあるのは，「当該共同住宅等の車寄せ」とする。

４　特定経路となるべき経路又はその一部が，移動等円滑化経路若しくはその一部又は第２２条第２項の規定により令第１８条第２項及びこの条例第２２条第１項の規定によらなければならないこととされる経路若しくはその一部となる場合における当該特定経路となるべき経路又はその一部については，前３項の規定は，適用しない。

（増築等に関する適用範囲）

第２５条　建築物の増築又は改築（用途の変更をして特別特定建築物（第１５条各号に

掲げる特定建築物を含む。）にすることを含む。以下「増築等」という。）をする場合には，第１８条から第２３条（共同住宅等の増築等をする場合にあっては，前条）までの規定は，次に掲げる建築物の部分に限り，適用する。

⑴　当該増築等に係る部分

⑵　道等から前号の部分にある利用居室（特定利用居室を含む。）又は共同住宅等の各住戸若しくは各客室（以下この条において「利用居室等」という。）までの１以上の経路を構成する出入口，廊下等，階段，傾斜路，昇降機及び敷地内の通路

⑶　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する便所

⑷　第１号の部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは，道等。第６号において同じ。）から車いす使用者用便房（前号の便所に設けられるものに限る。）までの１以上の経路を構成する出入口，廊下等，階段，傾斜路，昇降機及び敷地内の通路

⑸　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する駐車場

⑹　車いす使用者用駐車施設（前号の駐車場に設けられるものに限る。）から第１号の部分にある利用居室等までの１以上の経路を構成する出入口，廊下等，階段，傾斜路，昇降機及び敷地内の通路

（条例で定める特定建築物に関する読替え）

第２６条　第１５条の規定により特別特定建築物に追加した特定建築物に係る第１８条から第２２条まで及び前条の規定の適用については，これらの規定中「不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する」とあるのは，「多数の者が利用する」とする。

（制限の緩和）

第２７条　第１５条から第２５条までの規定は，市長が，これらの規定によることなく高齢者，障害者等若しくは多数の者が特定施設を円滑に利用することができると認めるとき，又は建築物若しくはその敷地の状況若しくは利用の目的上やむを得ないと認めるときは，適用しない。

第４章　雑則

（委任）

第２８条　この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は，市長が定める。

第５章　罰則

第２９条　第１２条第１項の規定による命令に違反した者は，１，０００，０００円以下の罰金に処する。

第３０条　次の各号のいずれかに該当する者は，３００，０００円以下の罰金に処する。

⑴　第３条第１項の規定に違反した者

⑵　第５条第４項の規定に違反した場合（対象建築物等を第８条第１項前段に規定する基準に適合させなければならない場合に限る。）における当該対象建築物等の建築等に係る工事施工者

⑶　第６条第６項の規定に違反した者

⑷　第１３条の規定による報告若しくは資料の提出をせず，又は虚偽の報告若しくは

資料の提出をした者

⑸　第１４条第１項の規定による立入調査若しくは立入検査を拒み，妨げ，若しくは忌避し，又は質問に対して陳述せず，若しくは虚偽の陳述をした者

第３１条　第６条第１項の規定による申請をせず，又は虚偽の申請をした者は，２００，０００円以下の罰金に処する。

第３２条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人，使用人その他の従業者が，その法人又は人の業務に関して前３条に規定する違反行為をしたときは，行為者を罰するほか，その法人又は人に対して，各本条の刑を科する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，市規則で定める日から施行する。

（平成１６年９月３０日規則第４４号で平成１６年１０月１日から施行）

（経過措置）

２　対象建築物等の建築等で，この条例の施行の日前に建築基準法第６条第１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請若しくは同法第１８条第２項の規定による通知をし，又は当該建築等の工事に着手しているものについては，この条例の規定（第１０条を除く。）は，適用しない。

３　この条例の施行の際現に存する対象建築物等の用途の変更で，高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１５年政令第９号）附則第２条に規定する類似の用途相互間で行うものについては，第８条第１項の規定は，適用しない。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

４　京北町の区域の編入の日（以下「編入日」）という。前の同町の区域内（以下「旧町区域内」という。）における対象建築物等の建築等で，編入日前に建築基準法第６条１項若しくは第６条の２第１項の規定による確認の申請若しくは同法１８条第２項の規定による通知をし，又は当該建築等の工事に着手しているものについては，この条例の規定（第１０条を除く。）は，適用しない。

５　京北町の区域の編入の際現に旧町区域内に存する対象建築物等の用途の変更で，高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成１５年政令第９号）附則第２条に規定する類似の用途相互間で行うものについては，第８条第１項の規定は，適用しない。

附　則（平成１７年３月２５日条例第３２号）

この条例は，京北町の区域の編入の日（平成１７年４月１日）から施行する。

附　則（平成１７年３月２５日条例第９７号）

この条例は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

１　この条例は，平成１８年１２月２０日から施行する。

（経過措置）

２　この条例の施行の際現に工事中の対象建築物等（この条例による改正後の京都市建築物等のバリアフリーの促進に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第２条第２項第１号に規定する対象建築物等をいう。以下同じ。）の建築，大規模の修繕（同

項第５号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替え（同項第６号に規定する大規模の模様替えをいう。）については，改正後の条例８条第１項の規定は，適用せず，なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に存する対象建築物等の用途の変更で，高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令附則第４条に規定する類似の用途相互間で行うものについては，改正後の条例第８条第１項の規定は，適用せず，なお従前の例による。

別表　1

別表（第２条及び第８条関係）

1

区		分	基準
1	盲学校，聾学校又は養護学校	用途面積が１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
2	学校（１の項に掲げるものを除く。）	用途面積が２，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
3	病院又は診療所	用途面積が１５０平方メートル未満のもの	２の表１の項，２の項，３の項（第４号を除く。），４の項（第２号を除く。），６の項，８の項（第５号及び第７号を除く。）及び９の項に掲げる基準
		用途面積が１５０平方メートル以上５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
4	劇場，観覧場，映画館又は演芸場	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。），９の項（第２号を除く。）及び１０の項に掲げる基準

		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。），９の項（第２号を除く。）及び１０の項に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。），１０の項及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
５	集会場又は公会堂	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。），９の項（第２号を除く。）及び１０の項に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。），９の項（第２号を除く。）及び１０の項に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。），１０の項及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
６	自治会館等		２の表１の項，２の項，３の項（第４号を除く。），４の項（第２号を除く。），６の項，８の項（第５号及び第７号を除く。）及び９の項に掲げる基準
７	展示場	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準

８	卸売市場	用途面積が２，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
９	コンビニエンスストア，ドラッグストア又はスーパーマーケット	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号，第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１０	物品販売業を営む店舗（９の項に掲げるものを除く。）	用途面積が５００平方メートル未満のもの（薬局以外のものにあっては，用途面積が２００平方メートル以上のものに限る。）	２の表１の項，２の項，３の項（第４号を除く。），４の項（第２号を除く。），６の項，８の項（第５号及び第７号を除く。）及び９の項に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準

１１	ホテル又は旅館	用途面積が１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上３，０００平方メートル未満のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
		用途面積が３，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１２	官公署	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの（保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に限る。）	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上３，０００平方メートル未満のもの（保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署を除く。）	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの（保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署に限る。）	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準

		用途面積が３，０００平方メートル以上のもの（保健所，税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署を除く。）	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１３	事務所（１２の項に掲げるものを除く。）	用途面積が２，０００平方メートル以上３，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号チ，第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が３，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１４	共同住宅又は寄宿舎	用途面積が２，０００平方メートル以上又は住戸の数が５０戸以上のもの（用途面積が３，０００平方メートル未満のものに限る。）	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が３，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１５	老人ホーム，身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者，身体障害者等が利用するものに限る。）	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１６	老人ホーム，保育所，身体障害者福祉ホーム	用途面積が２，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準

	その他これらに類するもの（１５の項に掲げるものを除く。）	用途面積が２，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１７	老人福祉センターその他これに類するもの	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１８	児童厚生施設その他これに類するもの	用途面積が１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
１９	身体障害者福祉センターその他これに類するもの	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準

２０	体育館，水泳場，ボーリング場その他これらに類する運動施設	用途面積が１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。），９の項（第２号を除く。）及び１１の項に掲げる基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの及びボーリング場を除く。）	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。），１０の項及び１１の項に掲げる基準 ⑵　建築物移動等円滑化基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの（体育館又は水泳場で一般公共の用に供されるもの及びボーリング場に限る。）	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。），１０の項及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
２１	遊技場	用途面積が１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
２２	博物館，美術館又は図書館	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準

		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
２３	遊園地，動物園，植物園その他これらに類するもの		２の表１の項から３の項まで，４の項（第８号を除く。），６の項，７の項，８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。），９の項（第２号を除く。）及び１１の項に掲げる基準
２４	公衆浴場	用途面積が５００平方メートル未満のもの	２の表１の項，２の項，３の項（第４号を除く。），４の項（第２号を除く。），５の項，６の項，８の項（第５号及び第７号を除く。）及び９の項に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），５の項，６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
２５	飲食店又はキャバレー，料理店，ナイトクラブ，ダンスホールその他これらに類するもの	用途面積が２００平方メートル以上５００平方メートル未満のもの	２の表１の項，２の項，３の項（第４号を除く。），４の項（第２号を除く。），６の項，８の項（第５号及び第７号を除く。）及び９の項に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの（飲食店を除く。）	建築物移動等円滑化基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの（飲食店に限る。）	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準

２６	郵便局，銀行その他の金融機関の店舗又は電気事業者若しくはガス事業者の店舗	用途面積が１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
２７	理髪店その他これに類するもの	用途面積が２００平方メートル未満のもの	２の表１の項，２の項，３の項（第４号を除く。），４の項（第２号を除く。），６の項，８の項（第５号及び第７号を除く。）及び９の項に掲げる基準
		用途面積が２００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
２８	クリーニング取次店，質屋，貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗	用途面積が２００平方メートル以上５００平方メートル未満のもの	２の表１の項，２の項，３の項（第４号を除く。），４の項（第２号を除く。），６の項，８の項（第５号及び第７号を除く。）及び９の項に掲げる基準
		用途面積が５００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	⑴　建築をする場合にあっては，２の表４の項（第２号に限る。）及び１１の項に掲げる基準 ⑵　大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
２９	自動車教習所又は学習塾，華道教室，囲碁	用途面積が５００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準

	教室その他これらに類するもの	用途面積が２，０００平方メートル以上のもの（自動車教習所及び学習塾を除く。）	建築物移動等円滑化基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの（自動車教習所及び学習塾に限る。）	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
３０	工場（用途面積が３，０００平方メートル以上のものに限る。）		２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号チ，第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
３１	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	用途面積が１，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が１，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
３２	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供するものに限る。）	駐車台数が５０台以上のもの（用途面積が２，０００平方メートル以上のものを除く。）	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
３３	公衆便所	用途面積が２，０００平方メートル未満のもの	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
		用途面積が２，０００平方メートル以上のもの	大規模の修繕又は大規模の模様替えをする場合にあっては，建築物移動等円滑化基準
３４	神社，寺院，教会その他これらに類するもの（用途面積が５００平方メートル以上のも		２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項（第１号を除く。），８の項（第５号チ，第７号及

	のに限る。）	び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
３５	火　　葬　　場	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項，８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準
３６	地　　下　　街	２の表１の項から３の項まで，４の項（第２号及び第８号を除く。），６の項，７の項，８の項（第７号及び第９号から第１１号までを除く。）及び９の項（第２号を除く。）に掲げる基準

備考１　「自治会館等」とは，主として一定の地区の住民の活動の用に供するための施設で，当該地区以外から一時に多数の人又は車両の集散するおそれのないものをいう。

２　「コンビニエンスストア」とは，飲食料品及び日用品の販売業を営む小売店舗（主として飲食料品を販売するものに限る。）のうち，売場の面積の合計が３０平方メートル以上２５０平方メートル未満のもの（その大部分においてセルフサービス方式を採用しているものに限る。）で，かつ，１日の営業時間が１４時間以上のものをいう。

３　「ドラッグストア」とは，医薬品の小売業を営む店舗で，売場の大部分においてセルフサービス方式を採用しているものをいう。

４　「スーパーマーケット」とは，売場の面積の合計が２５０平方メートル以上の小売店舗で，売場面積の大部分においてセルフサービス方式を採用しているものをいう。

５　「電気事業者」とは，電気事業法第２条第１項第１０号に規定する電気事業者をいう。

６　「ガス事業者」とは，ガス事業法第２条第９項に規定するガス事業者をいう。

７　「火葬場」とは，墓地，埋葬等に関する法律第２条第７項に規定する火葬場をいう。

８　「セルフサービス方式」とは，次の要件を満たしているものをいう。

⑴　原則として，商品の包装を購入時に行わないこと。

⑵　販売価格があらかじめ定められていること。

⑶　客が自由に商品を取り集め，売場の出口等に設けられた勘定場で一括して商品の代金を支払うこと。

別表　２

２

施　　設		基　　準
１	廊　下　等	不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する廊下等の表面は，粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。
２	階　　段	不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する階段は，次に掲げるものでなければならない。 ⑴　手すりを設けること。 ⑵　表面は，粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⑶　踏み面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとすること。 ⑷　段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 ⑸　段がある部分の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には，点状ブロック等を敷設すること。ただし，視覚障害者の利用上支障がないものとして別に定める場合は，この限りでない。 ⑹　主たる階段は，回り階段でないこと。
３	傾　斜　路	不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する傾斜路（階段に代わり，又はこれに併設するものに限る。）は，次に掲げるものでなければならない。 ⑴　こう配が１２分の１を超え，又は高さが１６センチメートルを超える傾斜がある部分には，手すりを設けること。 ⑵　表面は，粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⑶　その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとすること。 ⑷　傾斜がある部分の上端に近接する廊下等及び踊り場の部分（不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用するものに限る。）には，点状ブロック等を敷設すること。ただし，令第１３条第４号ただし書に規定する場合は，この限りでない。
４	便　　所	⑴　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する便所を設ける場合には，その床の表面を滑りにくい材料で仕上げ，そのうち１以上は，次に掲げるものでなければならない。 ア　便所（男子用及び女子用の区別があり，かつ，男女共用の車いす使用者用便房が設けられていないときは，それぞれの便所）内に，次に定める構造の車いす使用者用便房を

		１以上設けること。 ㈠　腰掛け便座，手すり等が適切に配置されていること。 ㈡　車いす使用者が円滑に利用することができるよう，十分な空間が確保されていること。 ㈢　車いす使用者用便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の幅は，８０センチメートル以上とすること。 ㈣　車いす使用者用便房の出入口及び当該便房が設けられている便所の出入口の戸は，引き戸（構造上やむを得ない場合にあっては，外開き戸）とし，車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とすること。 イ　車いす使用者用便房が設けられている便所の出入口又はその付近に，その旨を表示した標識を掲示すること。 ⑵　不特定かつ多数の者が利用する便所を設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）は，次に掲げるものでなければならない。 ア　ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を１以上設けること。 イ　ベビーチェアその他乳幼児を座らせることができる設備が設けられている便所の出入口又はその付近に，その旨を表示した標識を掲示すること。 ⑶　第１号の便所で男子用小便器があるものを設ける場合には，そのうち１以上に，床置き式の小便器その他これに類する小便器で手すりを設けたものを１以上設けなければならない。 ⑷　第１号の便所で和式便器を設けた便房があるものを設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，手すりを設けた当該便房を１以上設けなければならない。 ⑸　第１号の便所で腰掛け便座を設けた便房（車いす使用者用便房を除く。）があるものを設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，手すりを設けた当該便房を１以上設けなければならない。 ⑹　第１号の便所で洗面器又は手洗器があるものを設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，レバー式水栓等を１以上設けなければならない。 ⑺　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として視覚障害者が利用する便所で和式便器を設ける場合には，そのうち１以上（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれ１以上）に，足踏み部分に１５センチメートル角の点状ブロック等を敷設した和式便器を１以上設けなければならない。男子用小

		便器及び洗面器又は手洗器についても，同様とする。 ⑻　第１号アの規定によることが困難な場合には，同号の便所（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれの便所）のうち１以上に，腰掛け便座及び手すりを設けた便房を１以上設けなければならない。
5	浴　室　等	⑴　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する浴室等を設ける場合には，その床の表面は，滑りにくい材料で仕上げなければならない。 ⑵　前号の浴室等（男子用及び女子用の区別があるときは，それぞれの浴室等）のうち１以上は，次に掲げるものでなければならない。 ア　浴槽，シャワー，手すり等が適切に配置されていること。 イ　車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。 ウ　出入口は，次に掲げるものであること。 ⑺　幅は，８０センチメートル以上とすること。 ⑴　戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。
6	敷地内の通路	不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する敷地内の通路は，次に掲げるものでなければならない。 ⑴　表面は，粗面とし，又は滑りにくい材料で仕上げること。 ⑵　段がある部分は，次に掲げるものであること。 ア　手すりを設けること。 イ　踏み面の端部とその周囲の部分との色の明度の差が大きいこと等により段を容易に識別することができるものとすること。 ウ　段鼻の突き出しがないこと等によりつまずきにくい構造とすること。 ⑶　傾斜路は，次に掲げるものであること。 ア　こう配が１２分の１を超え，又は高さが１６センチメートルを超え，かつ，こう配が２０分の１を超える傾斜がある部分には，手すりを設けること。 イ　その前後の通路との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別することができるものとすること。

7	駐　車　場	⑴　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する駐車場を設ける場合には，そのうち１以上に，車いす使用者用駐車施設を１以上設けなければならない。 ⑵　前号の駐車場を設ける場合（当該駐車場の全駐車台数が５０台以上である場合に限る。）には，次に掲げる区分に応じ，機械式駐車場以外の駐車場の駐車台数を上限として，それぞれ次に掲げる台数（１未満の端数があるときは，これを切り上げた台数）以上の台数の車いす使用者用駐車施設を設けなければならない。 ア　全駐車台数が５０台以上２００台以下の場合　当該駐車台数を５０で除して得た台数 イ　全駐車台数が２００台を超える場合　当該駐車台数を１００で除して得た台数に２を加えた台数 ⑶　車いす使用者用駐車施設は，次に掲げるものでなければならない。 ア　幅は，３５０センチメートル以上とすること。 イ　車いす使用者用駐車施設又はその付近に，車いす使用者用駐車施設の表示をすること。 ウ　車いす使用者駐車施設から対象建築物等の出入口までの経路の長さができる限り短くなる位置に設けること。
8	道等から居室までの経路等を構成する施設	⑴　次に掲げる場合には，それぞれ次に掲げる経路のうち１以上は，次号から第１１号までに掲げるものでなければならない。 ア　対象建築物等に，不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する居室（共同住宅及び寄宿舎にあっては各住戸，ホテル又は旅館にあっては各客室を含む。以下この項において同じ。）を設ける場合　道等（地形の特殊性により第８号の規定によることが困難な場合にあっては，当該対象建築物等の車寄せ。イにおいて同じ。）から当該居室までの経路 イ　対象建築物等又はその敷地に車いす使用者用便房を設ける場合　居室（当該対象建築物に居室が設けられていないときは，道等。ウにおいて同じ。）から当該車いす使用者用便房までの経路 ウ　対象建築物等又はその敷地に車いす使用者用駐車施設を設ける場合　当該車いす使用者用駐車施設から居室までの経路 ⑵　当該経路を構成する出入口は，次に掲げるものであること。

		ア　幅は，８０センチメートル以上とすること。 イ　直接地上へ通じる出入口のうち１以上は，建築物の主要な出入口とすること。 ウ　イの主要な出入口の幅は，８５センチメートル以上とすること。 エ　戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。 ⑶　当該経路を構成する廊下等は，１の項の規定によるほか，次に掲げるものであること。 ア　幅は，１２０センチメートル以上とすること。 イ　５０メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。 ウ　床面に段差がある場合には，次号に定める構造の傾斜路又は令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設けること。 エ　戸を設ける場合には，自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過することができる構造とし，かつ，その前後に高低差がないこと。 ⑷　当該経路を構成する傾斜路（階段に代わり，又はこれに併設するものに限る。）は，３の項の規定によるほか，次に掲げるものであること。 ア　幅は，階段に代わるものにあっては１２０センチメートル以上，階段に併設するものにあっては９０センチメートル以上とすること。 イ　こう配は，１２分の１を超えないこと。ただし，高さが１６センチメートル以下のものにあっては，８分の１を超えないこと。 ウ　高さが７５センチメートルを超えるものにあっては，高さ７５センチメートル以内ごとに踏み幅が１５０センチメートル以上の踊り場を設けること。 エ　手すりを設けること。 オ　両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。 カ　始点及び終点に，車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。 ⑸　当該経路を構成する昇降機（次号に規定するものを除く。以下この号において同じ。）及びその乗降ロビーは，次に掲げるものであること。 ア　かごは，居室，車いす使用者用便房又は車いす使用者用駐車施設がある階及び地上階に停止すること。 イ　かご及び昇降路の出入口の幅は，８０センチメートル以上とすること。

ウ　かごの奥行きは，１３５センチメートル（対象建築物等若しくはその敷地の状況又は利用の目的上やむを得ない場合にあっては，１１５センチメートル）以上とすること。

エ　かご内に，かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。

オ　かご内の左右両側に，手すりを設けること。

カ　かご及び昇降路の出入口に，利用者を感知し，戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。

キ　乗降ロビーは，高低差がないものとし，その幅及び奥行きは，１５０センチメートル以上とすること。

ク　乗降ロビーに，到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。

ケ　かご内に，車いす使用者が戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。

コ　かご内の車いす使用者が利用しやすい位置に，かごの外部にいる者と通話することができる機能（ボタンにより呼び出すことができるものに限る。）を有する装置を設けること。

サ　かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に，制御装置を設けること。

シ　かご内及び乗降ロビーの車いす使用者が利用しやすい位置に，戸が開いている時間を延長することができる機能を有する制御装置を設けること。

ス　かご内に，かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

セ　かご内又は乗降ロビーに，到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。

ソ　かご内及び乗降ロビーに設けるコの装置及び制御装置（車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置にこれらの装置を設ける場合にあっては，当該その他の位置に設けるものに限る。）は，点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができる構造とすること。

タ　乗降ロビーには，点字により表示する制御装置の前に，点状ブロック等を敷設すること。

チ　不特定かつ多数の者が利用し，又は主として高齢者，障害者等が利用する対象建築物等（用途面積が２，０００平方メートル以上のものに限る。）の当該経路を構成する昇降機にあっては，次に掲げるものであること。

(ｱ)　かごの床面積は，１．８３平方メートル以上とすること。

(ｲ)　かごは，車いすの転回に支障がない構造とすること。

(6)　当該経路を構成する特殊な構造又は使用形態の昇降機は，

令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造とすること。

⑺　建築物（地上階のみに居室があるもの及び共同住宅又は寄宿舎で地上階又はその直上階若しくは直下階のみに住戸の出入口があるものを除く。）には，当該経路に，第５号（同号チを除く。）に定める構造の昇降機又は令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設置すること。

⑻　当該経路を構成する敷地内の通路は，６の項の規定によるほか，次に掲げるものであること。

ア　幅は，１２０センチメートル以上とすること。

イ　５０メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。

ウ　傾斜路は，次に掲げるものであること。

(ｱ)　幅は，段に代わるものにあっては１２０センチメートル以上，段に併設するものにあっては９０センチメートル以上とすること。

(ｲ)　こう配は，１２分の１を超えないこと。ただし，高さが１６センチメートル以下のものにあっては，８分の１を超えないこと。

(ｳ)　高さが７５センチメートルを超えるものにあっては，高さ７５センチメートル以内ごとに踏み幅が１５０センチメートル以上の踊り場を設けること。

(ｴ)　手すりを設けること。

(ｵ)　両側に側壁又は立ち上がり部を設けること。

(ｶ)　始点及び終点に，車いすが安全に停止することができる平たんな部分を設けること。

エ　高低差がある場合には，ウに定める構造の傾斜路又は令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設けること。

⑼　第２号の規定によることが困難な場合には，建築物の主要な出入口の幅は，８０センチメートル以上とすること。

⑽　第３号の規定によることが困難な場合には，当該経路を構成する廊下等は，１の項の規定によるほか，次に定めるものであること。

ア　幅は，９０センチメートル以上とすること。

イ　床面に段差がある場合には，第４号に定める構造の傾斜路，令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機，手すり又は仮設傾斜路を設けること。

⑾　第８号の規定によることが困難な場合には，当該経路を構成する敷地内の通路は，６の項の規定によるほか，次に掲げるものであること。

ア　幅は，９０センチメートル以上とすること。

		ア　幅は，９０センチメートル以上とすること。 イ　傾斜路は，次に掲げるものであること。 ㈠　こう配は，１２分の１を超えないこと。ただし，高さが１６センチメートル以下のものにあっては，８分の１を超えないこと。 ㈡　手すりを設けること。 ウ　高低差がある場合には，イに定める構造の傾斜路又は令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設けること。
９	道等から主要な出入口までの経路等を構成する施設	⑴　道等から対象建築物等の主要な出入口（当該対象建築物等又はその敷地に当該対象建築物等の案内設備を設けることにより，円滑に視覚障害者を誘導することができると認める場合にあっては，当該案内設備）までの経路のうち１以上は，次に掲げるものでなければならない。 ア　当該経路に，線状ブロック等及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し，又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。ただし，進行方向を変更する必要がない風除室内においては，この限りでない。 イ　当該経路を構成する敷地内の通路の次に掲げる部分には，点状ブロック等を敷設すること。 ㈠　車路に近接する部分 ㈡　段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分（視覚障害者の利用上支障がないものとして別に定める部分を除く。） ⑵　前号の規定によることが困難な場合で，かつ，道等から建築物内に常時勤務する者に連絡することができる設備まで容易に到達することができるとき，又は常時勤務する者が道等から主たる出入口までの経路を容易に視認することができるときは，同号（同号イ㈡除く。）の規定は，適用しない。
１０	客席	⑴　客席を設ける場合には，車いす使用者が利用することができる区画を，客席数を２００で除して得た数（１未満の端数があるときはこれを切り上げた数とし，当該数が２未満の場合にあっては２，１０を超える場合にあっては１０）以上設けなければならない。 ⑵　前号の区画は，次に掲げるものでなければならない。 ア　床は，水平とすること。 イ　幅は，８５センチメートル以上とすること。 ウ　奥行きは，１２０センチメートル以上とすること。 エ　居室の出入口に通じる通路の幅は，１２０センチメート

		ル以上とすること。 オ　エの通路に段差がある場合には，８の項第４号に定める構造の傾斜路又は令第１８条第２項第６号に規定する国土交通大臣が定める構造の昇降機を設けること。
１１	ベビーベッド	⑴　ベビーベッドその他乳幼児のおむつを取り替えることができる設備を１以上設けること。 ⑵　便所内に前号の設備を設ける場合には，当該便所の出入口又はその付近に，その旨を表示した標識を掲示すること。